

習志野市ひきこもり支援ステーション事業

委託事業者募集要項

習志野市健康福祉部 障がい福祉課

1 目的

本事業は、ひきこもり状態にある本人（以下「当事者」という。）が、社会的孤立や経済的に困窮することのないよう、社会とのつながりを回復・維持するため、当事者及びその家族に必要な支援を行い、福祉の増進を図ることを目的としている。

この事業を業務委託するにあたり、当事者・家族に適切に対応し支援する体制を整備するため、優れた提案をし、かつ、実施することができる質の高い事業者をプロポーザル（公募型）により選考するものである。

2 業務の概要

（１）業務名

習志野市ひきこもり支援ステーション事業

（２）業務内容 別紙１「仕様書」のとおり

（３）設置場所

設置場所は習志野市内で、交通の利便性の良い、相談対象者に配慮した場所を、受注者が用意すること。

（４）委託期間

令和７年１０月１日から令和８年３月３１日まで

ただし、最初の１か月間は引き継ぎ期間として市職員と共同して業務を実施する。

令和８年度以降の委託については、別に定める評価基準により実施状況が良好と認められ、双方が合意した場合には、原契約を含めて最大で令和１０年３月３１日まで更新ができることとする。また、継続の意思がない場合、令和７年度については発注者、受注者ともに契約終了の３カ月前までに、令和８年度については受注者は契約終了の６カ月前までに、発注

者は契約終了の3カ月前までに相手方へ通知するものとする。

(5) 事業規模（契約額の上限額）

令和7年度：2,694,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度：5,468,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度：5,468,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 令和7年度は令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間の金額であり、令和8年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、令和9年度は令和9年4月1日から令和10年3月31日までの金額である。

※ 令和8年度以降の事業規模は各年度の習志野市議会における予算成立をもって確定する。上記金額は本プロポーザルの上限金額であり、この金額での契約を確約するものではない。

3 応募資格

次に掲げる全ての条件を満たすもの。

- ① これまでに、ひきこもり当事者の相談及び支援、不登校に係る相談及び支援、家族に対する相談業務又はカウンセリングなどを行った実績があること、または、類似する相談業務を行った実績があること
- ② 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年2月1日施行）に基づく指名除外措置を、本契約業務の募集の日から契約候補者決定の日までの間、受けていない者であること、又は受けることが明らかである者でないこと
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本委託業務の契約候補者決定の日より過去6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同

法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

4 応募の流れ

令和7年7月15日(火)	市ホームページ及び広報習志野に募集掲載 ※候補者説明会は開催しないので、 市ホームページに掲載する募集要項等を確認すること。
令和7年7月15日(火)～ 同月25日(金)午後5時	質問書受付期間
令和7年7月31日(木) (予定)	質問書の回答
令和7年8月1日(金)	応募申請受付開始
令和7年8月12日(火)	応募申請受付終了
令和7年8月25日(月)(予定)	プレゼンテーション
令和7年9月	候補事業者の決定、通知、公表

5. 応募の手続き等

(1) 提出期間

- ① 日 時 令和7年8月1日(金)～令和7年8月12日(火)
(ただし、土曜、日曜日、祝日を除く。)
- ② 時 間 午前8時30分～午後5時00分
- ③ 場 所 習志野市役所 健康福祉部 障がい福祉課

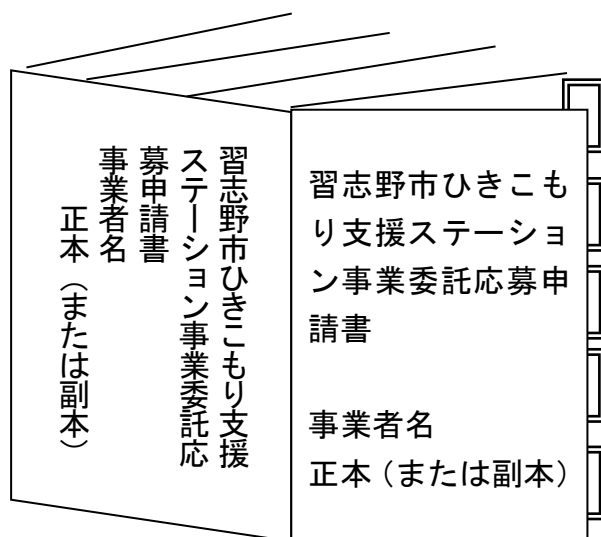
(2) 提出書類

	書類名	備考	様式
1	習志野市ひきこもり支援ステーション 事業委託応募申請書		様式 1
2	定款		
3	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	応募書類提出日より 3 か 月以内に発行されたもの	
4	印鑑証明	応募書類提出日より 3 か 月以内に発行されたもの	
5	事業者組織図		様式自由
6	代表者履歴書		様式自由
7	役員名簿		様式自由
8	事業経歴、実績書		様式自由
9	事業者概要	現在、運営している施設 又は事業に関する資料、 パンフレット可	様式自由
10	誓約書		様式 2
11	習志野市ひきこもり支援ステーション 事業委託提案書		様式 3

1 2	収支予算書		参考様式 あり
1 3	見積書		参考様式 あり

※上記以外に書類の提出を求める場合がある。

- * 提出書類は特段の定めがない限り A 4 縦型とし（図面等は A 4 に折りたたむ）、表紙並びに背表紙に「習志野市ひきこもり支援ステーション事業委託応募申請書」、「事業者名」、「正本」「副本」の区別を記載し、各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、これにインデックスを添付して縦長 A 4 紙ファイル等に綴じること。



- （３）提出部数 正本１部（見積書を１部添付、記名押印すること）、副本８部（見積書の添付は不要。）

正本は、事業者名を記載したものを提出すること。副本８部は、正本と同じ内容であるが、法人名の特定につながるような記述（事業所名等の名称及び代表者名等）を記入せず（又は黒塗り）、法人印を押印していないものを提出すること。

- （４）提出方法 電話予約の上、障がい福祉課の窓口へ直接持参すること。郵

送等での提出は受け付けない。また、受付時に内容の確認をするので、内容がわかる担当者が持参すること。

6. 審査・選考

(1) 選考方法

- ・ 習志野市ひきこもり支援ステーション事業委託事業者候補者選考及び評価委員会（以後「委員会」という。）において、提案者の行うプレゼンテーションの内容により、提案者の審査、事業者選考を行う。その後、市長が候補事業者を決定する。
- ・ プレゼンテーションを行う場所は、習志野市役所庁舎内とし、詳細は個別に通知する。
- ・ プレゼンテーションは、1 事業者 40 分程度とし、冒頭 20 分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後本市からのヒアリングを 20 分程度実施する。入退室の時間は含めないものとする。
- ・ プレゼンテーションの会場に入室できるものは 1 事業者 3 名以内とし、委託業務に従事する予定の者が出席すること。
- ・ プレゼンテーションの際に、プロジェクターを使用した説明を認める。スクリーン、プロジェクターは習志野市で用意するが、それ以外は提案者側で用意すること。
- ・ 説明に用いることができる資料は事前に提出した提案書のみとし、追加提案や追加資料は認めない。
- ・ 評価は委員会において、委員が審査項目及び評価基準による合計点に基づき高得点順に順位を付け、最も順位の高かった提案者を第 1 位の候補事業者と決定する。第 2 位以下も同様とする。同点の場合は、委員会において審査を行い採決により決定する。
- ・ 提案者が 1 者のみとなった場合でも本選考は実施する。
- ・ 習志野市ひきこもり支援ステーション事業委託事業者候補者選考評価項目（表 1）について審査する。

(2) 選考結果

- ・ 評価が最も高い応募者を業務の契約候補者として選定する。ただし、評価

が最も高い応募者が、選考後に資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受注者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。なお、選考委員の評価の平均点数が 60 点を下回る場合は、契約候補者として選定しない。

- ・ 選考結果は応募したすべての事業者文書で通知する。
- ・ 審査の結果によっては、候補事業者なしとする場合もある。

(3) 応募及び選考結果の公表

- ・ 第 1 位の候補事業者決定後は候補事業者名について公表する。

7. 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募にあたっては、本募集要項及び仕様書を熟読すること。
- (2) 提案は 1 事業者 1 提案までとする。
- (3) 応募に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 公募の公平性を期すために、質問書以外の応募に係る個別の相談等の問い合わせについては応じない。
- (5) 提出書類について
 - ① 提出書類一式は返却しない。また、提出書類等の著作権は、提案者に属するが、習志野市情報公開条例（平成 9 年条例第 17 号）の規定により情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
 - ② 提出後の書類の変更、差し替え又は再提出は受付期間中に限り認める。その後の書類の変更、差し替え又は再提出は、明らかな誤り、軽微な修正を除き、認めない。
 - ③ 提案書類は、本プロポーザルのために使用するものとし、市に無断でその他の目的に使用しないこと。
- (6) 以下の場合、応募を無効とする場合がある。
 - ① 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ② 本募集要項に示す内容に従わない提案である場合
 - ③ 見積額が、契約額の上限を超える場合

(7) 応募を取り下げる場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

8. 質問受付

- (1) 受付期間 令和7年7月15日(火)午前8時30分から
同月25日(金)午後5時00分まで
- (2) 受付方法 質問書(様式4)に記載し、FAX、電子メールのいずれかの
方法で障がい福祉課まで提出すること。また、併せて送付し
た旨電話等で担当課へ連絡すること。電話等での質問には
応じない。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年7月31日(木)(予定)に
習志野市ホームページで回答する。

9. 問合せ先

担当課 習志野市 健康福祉部 障がい福祉課
住 所 〒275-8601
習志野市鷺沼2-1-1
電 話 047-451-1151 (内線436)
F A X 047-453-9309
E-mail syogai fu@city.narashino.lg.jp
担 当 者 小森、須藤

表 1 習志野市ひきこもり支援ステーション事業
委託事業者候補者選考評価項目

評 価 項 目		配 点
1.	業務遂行体制及び履行保証	30
	(1) 配置予定職員の専門的業務経験	
	(2) 職員の人員体制及び欠員が生じた場合の体制確保	
	(3) 社会福祉事業の活動実績	
	(4) 職員の資質向上の取組み	
2.	業務実効性	60
	(1) 相談支援事業	
	(2) 居場所づくり事業	
	(3) 連絡協議会・ネットワークづくり事業	
	(4) 当事者会・家族会開催事業	
	(5) ひきこもりサポーター派遣・養成事業	
	(6) 地域課題解決に向けた取組み	
	(7) 委託料見積額	
3.	業務管理	10
	(1) 個人情報保護及び管理方法	
	(2) 緊急時・苦情の対応	
合 計		100